

---

# 岸和田市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

計画期間：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

---

概要版

令和3(2021)年3月

岸和田市



---

---

# 計画の概要

---

---

## ■ 計画策定の背景と目的

---

わが国は、高齢化の進展に加え、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加など世帯構造の変化が並行して進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える令和22(2040)年に向けて、介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが見込まれています。

また、令和7(2025)年以降は、現役世代の減少が顕著となり、令和22(2040)年に向けて、高齢者介護を支える人材の確保も大きな課題となっています。

平成27(2015)年度から令和2(2020)年度までの介護保険事業計画(第6期及び第7期)では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきました。今後は、令和7(2025)年にとどまらず、その先の令和22(2040)年を展望して取組みを進めることが必要となっています。

具体的には、令和22(2040)年の本市の介護が必要な高齢者の動向を踏まえた介護サービスの基盤整備・充実を適切に進めていくとともに、介護予防・健康づくりを推進し、介護保険事業の運営の適正化を図っていくため、総合事業や一般介護予防事業、包括的支援事業等を効果的に実施していくこと、また増加する認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱等を踏まえて認知症施策を総合的に推進していくこと、さらに安定的にサービスが提供できる体制づくりのため、介護人材の確保や介護現場の革新、介護現場の負担軽減を図ることなどが求められています。

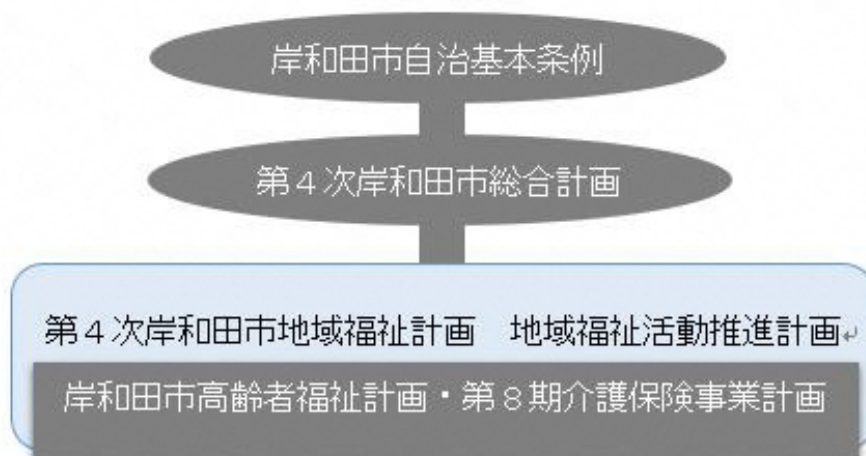
これらのような国が示す課題、方向性を踏まえ、「岸和田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)の取組みを承継しながら、市内で生活するすべての高齢者が、本市の地域包括ケアシステムのもと、生きがいを持って安心して暮らし続けられる健康長寿のまちを実現するため、「岸和田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)を策定するものです。

## ■ 計画の位置づけ

---

第8期計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき3年を1期として策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

また、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」や「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」、さらに「大阪府高齢者計画」や「大阪府医療計画」等の関連計画との調和が保たれたものである必要があります。



## ■ 計画の期間

前述の法的位置づけに基づき、第8期計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とします。

また、策定にあたっては、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する令和7(2025)年度までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標として、第8期計画における目指すべき姿を具体的に明らかにしながら、取組みを進めていくこととなります。

## ■ 計画の期間（年度）

H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R22 2040
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画			
地域包括ケアのスタート			▲ 団塊の世代が65歳に									▲ 団塊の世代が75歳に ■ 団塊ジュニアが65歳に			

※令和7(2025)年度の地域包括ケアシステムの構築を目標とするため、第6期計画以降は「地域包括ケア計画」として位置づけ、段階的に構築する。

## ■介護保険制度の改正の主な内容について

今回の介護保険制度改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に向けた市町村による包括的支援体制整備のための財政的な支援をはじめ、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備や医療・介護のデータ基盤の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化等を目的に、以下のような改正（※）が行われます。この改正点を踏まえて、各施策を立案します。

※主に「介護保険法」「老人福祉法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に係る事項

### （１）地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- ・市町村における既存の相談支援等の取組みを活かした、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備
- ・新たな事業及びその財政支援等の規定を創設、及び関係法律の規定の整備

### （２）地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ・地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務の規定
- ・市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務の規定
- ・介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

### （３）医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ・介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定
- ・医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上を目的とした、社会保険診療報酬支払基金等による被保険者番号の履歴の活用、正確な連結に必要な情報の安全性を担保した提供に関する規定

### （４）介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

- ・介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組みの追加
- ・有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直し
- ・介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行５年間の経過措置の延長（さらに５年間延長）

## ■ 計画の基本理念

介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化や疾病等が原因で介護を要する状態となっても、その人が有する能力に応じ、尊厳を保持しながら、その人らしい自立した日常生活を営むことができることを目指しています。

このことを実現するため、「自己決定の尊重」「生活の継続」「自立支援（残存能力の活用）」の3つの理念を根底に置いて必要な保健・医療サービス及び福祉・介護サービスが提供され、要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において送ることができることを目指しています。

第8期計画では、第7期計画の基本理念の考えを包摂しながら、国の基本指針において求められている事項を踏まえ、「高齢者の自立支援と重度化・重症化予防」「地域共生社会の実現」「介護保険制度の持続可能性の確保と高齢者の尊厳の保持」の3つの考え方を本市の地域包括ケアシステムに関する施策推進のための基本理念に据えることとします。

### 【第8期計画の基本理念】

#### ① 高齢者の自立支援と重度化・重症化予防

- ・ 加齢に伴う心身・生活機能の低下（フレイル）を防ぎ、状況に応じた自立的な生活を継続できるよう、健康づくりや介護予防に市民が積極的に取組むよう支援すること
- ・ 高齢者が長年にわたって培ってきた経験や知識を生かし、地域の様々な活動に参加・参画したり、多様な人々と交流をしたり、地域とのつながりを持ちながら、健康で生きがいを持って自分らしく暮らしていけるよう支援すること

#### ② 地域共生社会の実現

- ・ 自助・互助・共助・公助により助け合い・支え合いながら暮らすことができる仕組みがつくられ、保健・医療・福祉・介護などの多職種が連携した包括的な支援を行うための社会を構築していくこと

#### ③ 介護保険制度の持続可能性の確保と高齢者の尊厳の保持

- ・ 保健、医療、福祉、介護サービスの連携が進み、ひとり暮らしになったり認知症や介護が必要な状態になっても、必要なサービスが適切に利用できる環境を整備・充実すること
- ・ 介護保険制度が安定的に運営され、高齢者個々人の尊厳が守られながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができること

## ■ 計画の進行管理と点検体制

第8期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しをすること（PDCAサイクル）が重要となっています。

本計画の進行管理については、関係者の意見や市民の意見を十分反映するという観点から、「岸和田市介護保険事業運営等協議会」等の組織において、定期的に計画の運営状況を報告する等、点検体制の推進に努めるとともに、運営状況の情報開示を行います。

また、各年度終了後に、給付実績、苦情処理実績、利用者の相談実績等のデータをもとに次の項目について点検及び評価し、市民や関係団体の意見を反映させていくものとします。

- ・ 介護等サービス（居宅、施設・居住系サービス）の利用状況
- ・ 介護等サービスの量及び質に関する状況
- ・ サービス提供体制に関する問題点
- ・ 一般施策及び地域支援事業の利用状況
- ・ 地域包括支援センター運営状況
- ・ 地域密着型サービスに関する運営状況 等



# 高齢者を取り巻く現状と将来推計

## ■人口構造及び高齢化の状況

### (1) 人口の推移

本市の総人口は、令和2(2020)年10月1日現在193,059人で減少傾向が続いています。

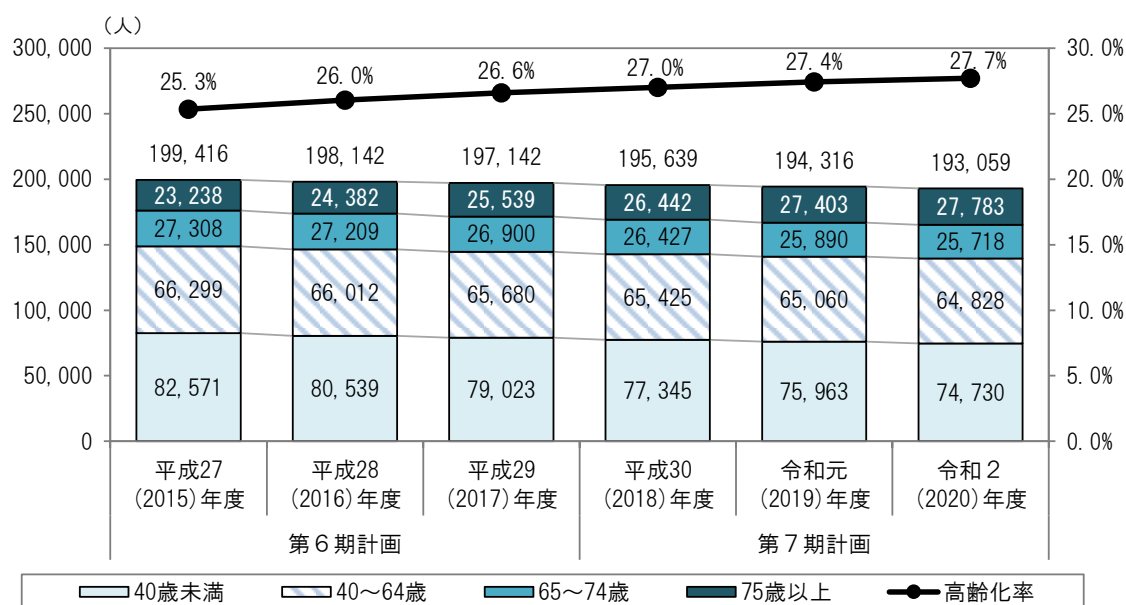
高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は減少傾向にあります。75歳以上の後期高齢者は年々増加しており、平成30(2018)年度には前期高齢者を上回りました。

高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は年々高くなり、令和2(2020)年度には27.7%となっています。

(単位：人)

	第6期計画			第7期計画		
	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
住民基本台帳人口	199,416	198,142	197,142	195,639	194,316	193,059
40歳未満	82,571	80,539	79,023	77,345	75,963	74,730
40～64歳	66,299	66,012	65,680	65,425	65,060	64,828
65～74歳	27,308	27,209	26,900	26,427	25,890	25,718
75歳以上	23,238	24,382	25,539	26,442	27,403	27,783
高齢化率	25.3%	26.0%	26.6%	27.0%	27.4%	27.7%

※ 住民基本台帳 各年度10月1日時点





## (2) 人口の推計

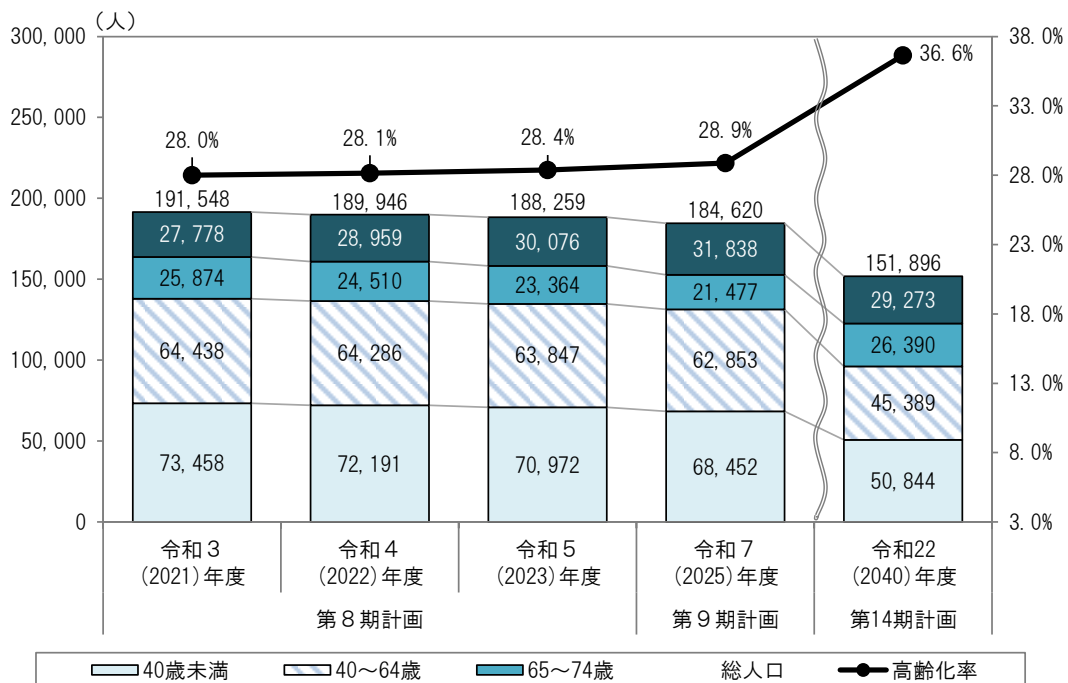
本市の総人口は、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は減少し続け、令和5(2023)年度には23,364人、令和7(2025)年度は21,477人になる見込みですが、令和22(2040)年度には再び増加し26,390人になると予想されます。一方、75歳以上の後期高齢者は今後も増加し続け、令和5(2023)年度には30,076人、令和7(2025)年度は31,838人になる見込みです。令和22(2040)年度は29,273人になると予想されます。

高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は年々高くなり、令和5(2023)年度には28.4%、令和7(2025)年度には28.9%となる見込みです。また令和22(2040)年度には36.6%になると予想されます。

(単位：人)

	第8期計画			第9期計画	第14期計画
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
総人口	191,548	189,946	188,259	184,620	151,896
40歳未満	73,458	72,191	70,972	68,452	50,844
40～64歳	64,438	64,286	63,847	62,853	45,389
65～74歳	25,874	24,510	23,364	21,477	26,390
75歳以上	27,778	28,959	30,076	31,838	29,273
高齢化率	28.0%	28.1%	28.4%	28.9%	36.6%



※ 令和2(2020)年10月1日時点の人口をもとに推計

### (3) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は年々増加しており、令和2(2020)年度では53,437人(高齢化率27.7%)と、前年度より201人増加しています。

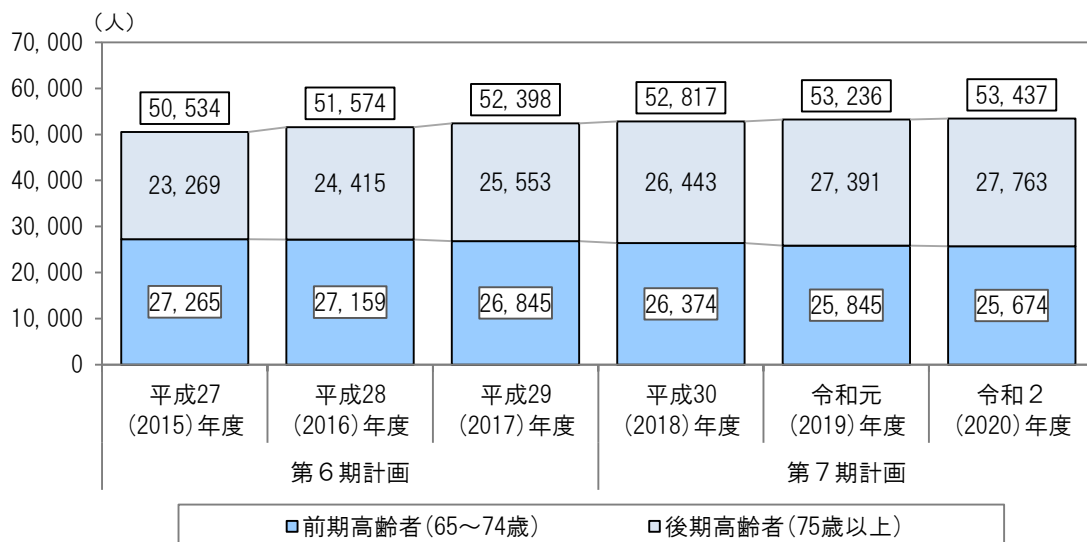
高齢者の内訳をみると、令和2(2020)年度は令和元(2019)年度に比べて前期高齢者は171人の減少、後期高齢者は372人の増加がみられます。総人口に占める前期高齢者の割合は13.3%、後期高齢者は14.4%と、前期高齢者の占める割合は横ばい、後期高齢者の割合は引き続き増加しています。

(単位：人)

	第6期計画			第7期計画		
	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
(A) 第1号被保険者数	50,534	51,574	52,398	52,817	53,236	53,437
(a) 前期高齢者(65～74歳)	27,265	27,159	26,845	26,374	25,845	25,674
割合 (a)/(A)	54.0%	52.7%	51.2%	49.9%	48.5%	48.0%
(b) 後期高齢者(75歳以上)	23,269	24,415	25,553	26,443	27,391	27,763
割合 (b)/(A)	46.0%	47.3%	48.8%	50.1%	51.5%	52.0%
(B) 総人口	199,416	198,142	197,142	195,639	194,316	193,059
総人口に占める第1号被保険者数の比率(A)/(B)【高齢化率】	25.3%	26.0%	26.6%	27.0%	27.4%	27.7%
前期高齢者(65～74歳)	13.7%	13.7%	13.6%	13.5%	13.3%	13.3%
後期高齢者(75歳以上)	11.7%	12.3%	13.0%	13.5%	14.1%	14.4%

※ 各年度10月1日時点

※ 第1号被保険者数は介護保険事業状況報告月報、総人口は住民基本台帳



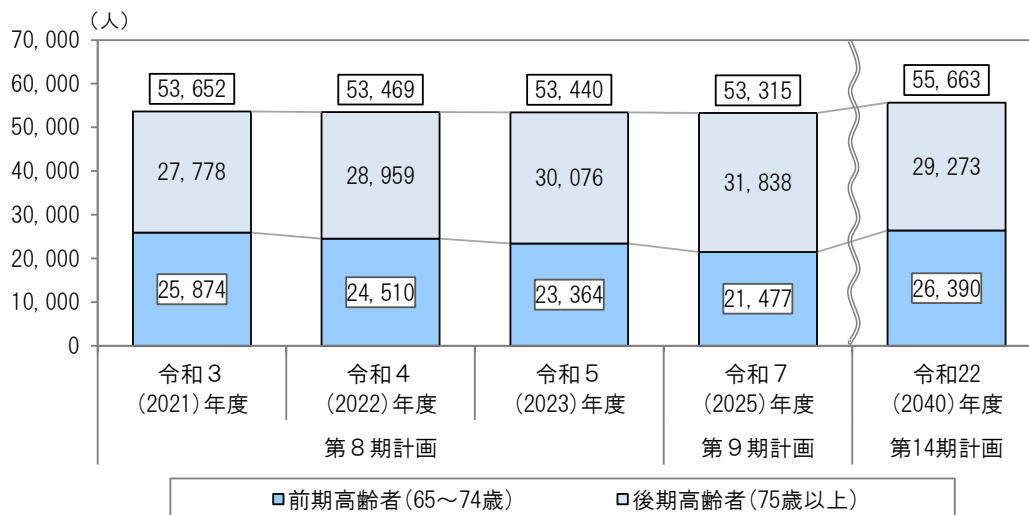
#### (4) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は減少傾向にあり、令和5(2023)年度では53,440人、令和7(2025)年度では53,315人となる見込みですが、令和22(2040)年度には増加し55,663人になると予想されます。

高齢者の内訳をみると、前期高齢者と後期高齢者の差は年々大きくなっており、後期高齢者の割合は令和5(2023)年度で56.3%、令和7(2025)年度で59.7%になると見込まれますが、令和22(2040)年度は52.6%と、前期高齢者との差は小さくなると予想されます。

(単位：人)

	第8期計画			第9期計画	第14期計画
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
(A) 第1号被保険者数	53,652	53,469	53,440	53,315	55,663
(a) 前期高齢者(65～74歳)	25,874	24,510	23,364	21,477	26,390
割合 (a)/(A)	48.2%	45.8%	43.7%	40.3%	47.4%
(b) 後期高齢者(75歳以上)	27,778	28,959	30,076	31,838	29,273
割合 (b)/(A)	51.8%	54.2%	56.3%	59.7%	52.6%
(B) 総人口	191,548	189,946	188,259	184,620	151,896
総人口に占める第1号被保険者数の比率(A)/(B)【高齢化率】	28.0%	28.1%	28.4%	28.9%	36.6%
前期高齢者(65～74歳)	13.5%	12.9%	12.4%	11.6%	17.4%
後期高齢者(75歳以上)	14.5%	15.2%	16.0%	17.2%	19.3%



※ 令和2(2020)年10月1日時点の人口をもとに推計

## ■ 要支援・要介護認定の状況

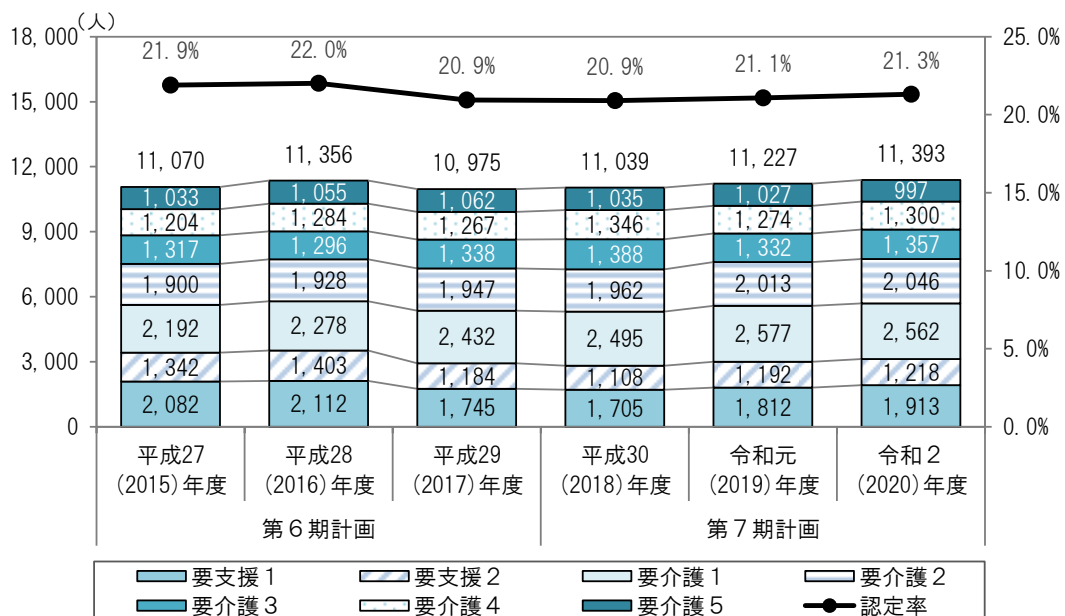
### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は近年は11,000人台前後で推移しており、令和2(2020)年度では11,393人となっています。認定率(第1号保険者数に占める認定者数の割合)は近年は21.0%前後で推移しており、令和2(2020)年度で21.3%となっています。

(単位:人)

	第6期計画			第7期計画		
	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
要支援	3,424	3,515	2,929	2,813	3,004	3,131
要支援1	2,082	2,112	1,745	1,705	1,812	1,913
要支援2	1,342	1,403	1,184	1,108	1,192	1,218
要介護	7,646	7,841	8,046	8,226	8,223	8,262
要介護1	2,192	2,278	2,432	2,495	2,577	2,562
要介護2	1,900	1,928	1,947	1,962	2,013	2,046
要介護3	1,317	1,296	1,338	1,388	1,332	1,357
要介護4	1,204	1,284	1,267	1,346	1,274	1,300
要介護5	1,033	1,055	1,062	1,035	1,027	997
合計	11,070	11,356	10,975	11,039	11,227	11,393

※ 介護保険事業状況報告月報9月月報



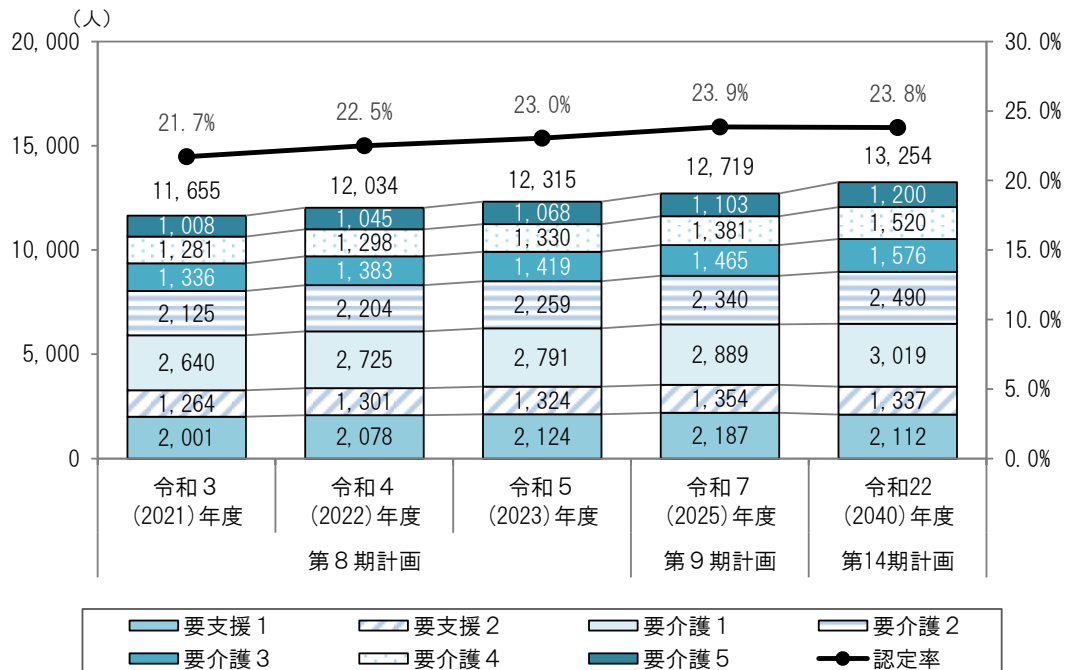
## (2) 要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は増加傾向にあり、令和5(2023)年度には12,315人、令和7(2025)年度には12,719人、令和22(2040)年度には13,254人となる見込みです。要介護度別にみると、重度者の大きな増加が見込まれています。

認定率についても、今後も上昇傾向がみられ、令和5(2023)年度には23.0%、令和7(2025)年度には23.9%、令和22(2040)年度は23.8%となる見込みです。

(単位：人)

	第8期計画			第9期計画	第14期計画
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
要支援	3,265	3,379	3,448	3,541	3,449
要支援1	2,001	2,078	2,124	2,187	2,112
要支援2	1,264	1,301	1,324	1,354	1,337
要介護	8,390	8,655	8,867	9,178	9,805
要介護1	2,640	2,725	2,791	2,889	3,019
要介護2	2,125	2,204	2,259	2,340	2,490
要介護3	1,336	1,383	1,419	1,465	1,576
要介護4	1,281	1,298	1,330	1,381	1,520
要介護5	1,008	1,045	1,068	1,103	1,200
合計	11,655	12,034	12,315	12,719	13,254



※ 令和2(2020)年9月認定率をもとに推計

## ■ 日常生活圏域の状況

第3期計画（平成18(2006)年度から平成20(2008)年度）策定の際に、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活を続けられるように、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等のサービスを提供する施設の整備状況等を総合的に判断し、以下の6つの日常生活圏域を設定しています。

また、令和2(2020)年4月現在、岸和田市地域包括支援センター社協・いなば荘北部・萬寿園葛城の谷・萬寿園中部・社協久米田・いなば荘牛滝の谷の6箇所が地域の拠点として介護予防事業等の推進を図っています。

### ◆ 日常生活圏域



日常生活圏域	小学校区
1. 都市中核地域	中央校区、城内校区、浜校区、朝陽校区、東光校区、大宮校区
2. 岸和田北部地域	春木校区、大芝校区、城北校区、新条校区
3. 葛城の谷地域	旭校区、太田校区、天神山校区、修斉校区、東葛城校区
4. 岸和田中部地域	常盤校区、光明校区
5. 久米田地域	八木北校区、八木校区、八木南校区
6. 牛滝の谷地域	山直北校区、城東校区、山直南校区、山滝校区

## 第 8 期計画の施策展開

### 1. 地域における包括的な支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括支援センターを地域支援のための体制の中核に据え、関係機関と連携を図りながら施策を推進します。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症の人、その家族・介護者を地域全体で見守り支えるための支援体制の強化を図るとともに、医療と介護の連携の強化や看取りの支援等の取組みなど、高齢者が地域で安心して暮らせる包括的な支援体制を整備・充実します。

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

施策の展開	取組・事業
①地域包括支援センターの連携・ネットワーク機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>■総合相談支援・権利擁護事業</li> <li>■包括的・継続的マネジメント事業</li> </ul>
②地域包括支援センターの職員の確保・育成と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域包括支援センターの体制の充実・強化</li> <li>■職員の対応力及び専門性の向上</li> </ul>
③地域ケア会議等の推進及びケアマネジメント力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域ケア会議を通じた多職種の関係機関との連携強化</li> </ul>
④地域包括支援センターの運営に対する評価及び情報の公表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期的な点検と適切な評価</li> <li>■運営協議会への報告</li> <li>■市民への情報提供</li> </ul>

#### (2) 在宅医療・介護連携の推進

施策の展開	取組・事業
①在宅医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多職種が連携した在宅医療推進のための取組み</li> <li>■自宅でのターミナルケア等に関する市民への啓発</li> <li>■在宅医療の提供体制の充実</li> <li>■訪問看護の充実</li> <li>■ACP（人生会議）の普及啓発</li> </ul>
②在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の医療・介護の資源の把握</li> <li>■在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li> <li>■切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進</li> <li>■医療・介護関係者の情報共有の支援</li> <li>■在宅医療・介護連携に関する相談支援</li> <li>■医療・介護関係者の研修</li> <li>■地域住民への普及啓発</li> </ul>
③認知症施策との連携強化	—



### (3) 地域における重層的な支え合い体制の整備

施策の展開	取組・事業
①担い手の確保と高齢期の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民懇談会</li> <li>■市民活動サポートセンター</li> <li>■小地域ネットワーク活動</li> <li>■ボランティア活動</li> </ul>
②「見守り」体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の見守りネットワークの充実</li> <li>■福祉まるごと相談等の周知</li> <li>■関係機関が連携した見守り支援体制の推進</li> </ul>
③重層的支援体制整備事業の整備の検討	—

### (4) 地域における自立した日常生活の支援

施策の展開	取組・事業
①介護予防・生活支援サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■訪問型サービス</li> <li>■通所型サービス</li> </ul>
②生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）</li> <li>■協議体</li> </ul>

### (5) 権利擁護の推進

施策の展開	取組・事業
①高齢者虐待防止のための対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者虐待防止ネットワークの推進</li> <li>■地域見守り関係機関が連携した虐待対応の推進</li> <li>■市関係機関間での連携、情報共有の推進</li> <li>■専門機関との連携の推進</li> </ul>
②権利擁護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活自立支援事業の利用促進</li> <li>■成年後見制度の利用促進</li> <li>■市民後見人養成及び活動推進</li> <li>■消費者被害防止の推進</li> </ul>

## 2. 認知症高齢者対策の充実

認知症高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実が必要です。

令和元(2019)年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の早期発見・早期対応のための住民の理解など、「認知症バリアフリー」に取り組むとともに、認知症の症状の進行に応じ保健・医療・福祉・介護の各サービスによる適切かつ継続的なケアの推進など、認知症のある高齢者とその家族を地域全体で見守り、共生する地域づくりを推進します。



### (1) 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

施策の展開	取組・事業
①普及啓発・本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認知症に関する理解啓発</li> <li>■認知症相談窓口の周知、充実</li> <li>■認知症ケアパスの普及・充実</li> </ul>
②認知症本人及び家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認知症カフェの充実</li> <li>■家族のつどいや、若年認知症の人と家族の交流会の開催</li> <li>■徘徊高齢者等見守りネットワーク</li> </ul>

### (2) 認知症への早期発見・早期対応の推進

施策の展開	取組・事業
①認知症初期集中支援チームや医療機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■かかりつけ医や専門医との連携</li> <li>■認知症初期集中支援チーム</li> <li>■認知症地域支援推進員</li> </ul>
②認知症支援ネットワーク会議による関係者との連携推進	—

## 3. 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、生活の基盤となる住まいや住環境の整備に努めます。

また、災害発生時における高齢者の支援体制の強化を図るため、地域との連携を密にしながら避難支援体制の整備・充実を図るとともに、介護サービス事業者においても防災に関する意識が醸成されるように啓発します。

感染症発症時においても、サービスを継続するための備えが講じられるよう、感染症に対する啓発を推進します。

### (1) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

施策の展開	取組・事業
①高齢者が安心して暮らせる住まいの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者の居住の安定確保</li> <li>■高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）</li> <li>■軽費老人ホーム</li> <li>■高齢者向け住宅におけるサービスの適正化</li> </ul>
②バリアフリー化の促進	—

## (2) 災害及び感染症対策

施策の展開
①災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備
②災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携
③感染症対策の推進

## 4. 介護予防と健康づくりの推進

効果的に介護予防を進め、健康寿命の延伸を図るためには、「フレイル」の状態にある高齢者等を早期に把握し、適切な介入により要介護状態になることを防ぐことが重要です。そのため、住民主体の「通いの場」や運動教室などの介護予防活動を推進するとともに、従来の疾病予防・重症化防止における個別的な対応だけでなく、高齢者全般に対して、元気なうちからフレイル予防に着目し、保健事業と介護予防を一体化したアプローチにより高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

### (1) 介護予防の推進

施策の展開	取組・事業
①一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護予防把握事業</li> <li>■介護予防普及啓発事業</li> <li>■地域介護予防活動支援事業</li> <li>■一般介護予防事業評価事業</li> <li>■地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>
②いきいき百歳体操の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■いきいき百歳体操の普及啓発</li> <li>■かみかみ百歳体操の普及啓発</li> </ul>
③自立支援・重度化防止の取組み	—
④保健事業と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の健康課題や対象者の把握</li> <li>■対象者に対するハイリスクアプローチの実施</li> <li>■対象者に対するポピュレーションアプローチの実施</li> </ul>

### (2) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

施策の展開
①「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」の推進
②健康に関する基本的な知識の普及啓発等の拡充

### (3) 高齢者の生きがいづくりの推進

施策の展開	取組・事業
①雇用・就業対策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■雇用対策の推進</li> <li>■シルバー人材センターの充実</li> </ul>
②高齢者の主体的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康づくり・介護予防事業</li> <li>■地域支え合い事業</li> <li>■誰もが集えるリビング</li> </ul>

## 5. 介護サービスの充実と基盤の強化

介護を社会全体で支える制度として定着している介護保険制度を今後も持続可能な制度としていくことが必要です。

そのため、制度に対し、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発・情報提供に取組み、また低所得者に対する費用負担軽減の配慮など、市民が安心してサービスを利用できる制度の運営に努めます。

また、これまで以上に、適正な要介護・要支援認定や介護給付適正化事業に積極的に取組み、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運営に努めます。

さらに、今後担い手の減少に伴う介護人材不足の状況を踏まえて、必要となる介護人材の確保に向け、大阪府等と連携し取組みます。

### (1) 介護サービスの基盤整備と質の向上

施策の展開
①介護サービスの充実
②介護人材確保の取組み
③業務効率化に向けた支援

### (2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

施策の展開	取組・事業
①適切な要介護認定の実施	■要介護認定の適正化
②介護給付適正化の取組み	■ケアプラン点検 ■住宅改修等の適正化 ■医療情報との突合・縦覧点検・給付実績の活用 ■介護給付費通知 ■福祉用具購入・貸与に係る適正化

### (3) サービス事業者への指導・助言

施策の展開
①事業者への指導・助言
②施設等における虐待防止の取組み
③介護支援専門員への支援
④個人情報の適切な利用

### (4) 介護サービスの利用者と介護者への支援

施策の展開
①情報提供の推進
②相談・苦情対応体制の構築
③社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の利用促進
④介護離職防止に向けた取組み

# 介護保険事業の見込み

## ■ 介護サービス必要量及び供給量の見込み

### (1) 第8期計画における施設整備の考え方

広域型の「介護老人福祉施設」50床、「特定施設」180床程度及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」1事業所を整備予定です。

### (2) 居宅サービス

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度及び令和7(2025)年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

#### □ 予防給付

		令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和7(2025) 年度
介護予防訪問入浴介護	(人/年)	0	0	0	0
	(回/年)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(人/年)	1,572	1,620	1,644	1,680
	(回/年)	12,163	12,516	12,692	12,974
介護予防訪問 リハビリテーション	(人/年)	732	756	768	792
	(回/年)	7,606	7,855	7,978	8,227
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	504	528	540	540
介護予防通所 リハビリテーション	(人/年)	2,784	2,880	2,928	3,000
介護予防短期入所生活介護	(人/年)	36	36	36	36
	(日/年)	150	150	150	150
介護予防短期入所療養介護	(人/年)	12	12	12	12
	(日/年)	40	40	40	40
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	16,092	18,240	20,460	20,988
特定介護予防福祉用具販売	(人/年)	228	240	240	240
介護予防住宅改修	(人/年)	300	312	312	312
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	60	192	192	192
介護予防支援	(人/年)	18,504	19,056	19,452	19,956

## □介護給付

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度
訪問介護	(人/年)	40,764	40,908	42,036	42,612
	(回/年)	1,446,792	1,488,173	1,556,701	1,550,075
訪問入浴介護	(人/年)	1,356	1,332	1,380	1,332
	(回/年)	9,172	8,996	9,326	8,987
訪問看護	(人/年)	15,108	15,108	15,540	15,636
	(回/年)	126,761	126,712	130,357	130,838
訪問リハビリテーション	(人/年)	3,768	3,768	3,876	3,912
	(回/年)	47,376	47,321	48,682	49,076
居宅療養管理指導	(人/年)	20,316	20,244	20,844	20,820
通所介護	(人/年)	31,212	31,368	32,244	32,760
	(回/年)	338,836	340,573	350,100	355,514
通所リハビリテーション	(人/年)	7,464	7,524	7,728	7,872
	(回/年)	64,686	65,189	66,970	68,164
短期入所生活介護	(人/年)	3,192	3,192	3,300	3,300
	(日/年)	48,420	48,385	50,000	49,798
短期入所療養介護	(人/年)	1,092	1,080	1,116	1,104
	(日/年)	7,998	7,894	8,178	8,075
福祉用具貸与	(人/年)	52,824	55,128	58,968	59,796
特定福祉用具販売	(人/年)	564	552	588	588
住宅改修	(人/年)	588	588	612	624
特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,224	3,276	3,300	3,360
居宅介護支援	(人/年)	70,824	71,184	73,152	74,424

## (3) 地域密着型サービス

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度及び令和7(2025)年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

### □予防給付

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度
介護予防認知症対応型通所介護	(人/年)	36	36	36	36
	(回/年)	152	152	152	152
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	180	180	192	192
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	12	12	12	12

## □介護給付

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	480	960	960	960
夜間対応型訪問介護	(人/年)	492	492	516	516
地域密着型通所介護	(人/年)	12,228	12,336	12,672	12,948
	(回/年)	133,349	135,650	141,096	143,911
認知症対応型通所介護	(人/年)	876	888	912	924
	(回/年)	9,124	9,229	9,487	9,593
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	588	576	588	600
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	1,428	1,476	1,512	1,548
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	972	972	972	1,104
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0	0

## (4) 施設サービス

従来からの施設利用者の動向に加え、他市町での整備計画等を勘案し推計しています。

(単位：人/年)

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
施設利用者数		10,260	10,344	10,404
	うち要介護4・5	7,284	7,356	7,404
	うち要介護4・5の割合	71.0%	71.1%	71.2%
介護老人福祉施設	[合計]	5,580	5,664	5,724
	[非転換分] (計画分)	5,580	5,664	5,724
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護老人保健施設	[合計]	3,984	3,984	3,984
	[非転換分] (計画分)	3,984	3,984	3,984
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護療養型医療施設	[非転換分+転換分]	192	180	180
	[非転換分]	192	180	180
	[他施設、医療療養への転換分]	0	0	0
介護医療院	[合計]	504	516	516
	[介護療養からの転換分]	504	516	516
	[その他]	0	0	0

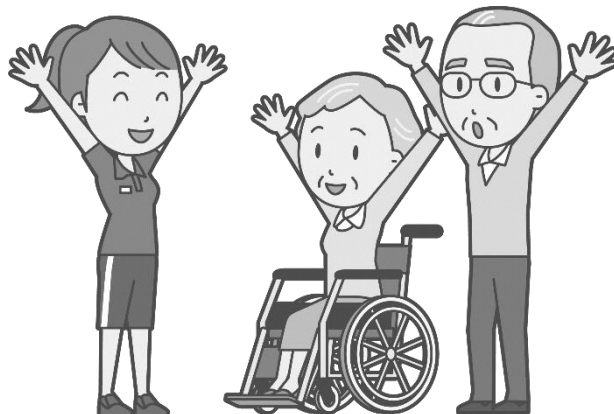
## ■ 地域支援事業の事業量の見込み

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度における総合事業の事業量の見込みは以下のとおりです。

また、包括的支援事業については、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業について、事業内容や事業量の見込みを定めます。

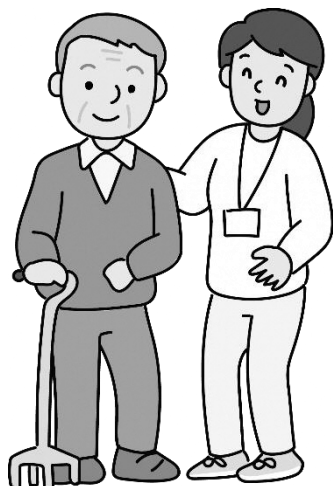
### ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>				
	訪問型サービス	12,741人	13,378人	14,047人
	通所型サービス	11,372人	11,941人	12,538人
	介護予防ケアマネジメント	13,485人	14,605人	15,397人
<b>一般介護予防事業</b>				
フレッシュらいふ教室(運動・栄養・口腔・認知症)				
	開催回数	30回	30回	30回
いきいき百歳体操				
	活動箇所数	150箇所	160箇所	170箇所
	参加人数	3,000人	3,200人	3,400人
かみかみ百歳体操				
	活動箇所数	120箇所	130箇所	140箇所
	参加人数	2,400人	2,600人	2,800人
街かどデイハウス事業				
	整備数	4箇所	4箇所	4箇所
生きがいと健康づくり推進事業				
	高齢者趣味の作品展	1回	1回	1回
	生きがい健康づくり推進事業	23校区	23校区	23校区



◆包括的支援事業の見込み

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域包括支援センターの運営				
設置箇所		6箇所	6箇所	6箇所
総合相談支援		3,700件	3,800件	3,900件
権利擁護業務		250件	300件	350件
地域ケア会議の開催（圏域全体） * 個別ケースは必要に応じ随時開催		2回／圏域	2回／圏域	2回／圏域
在宅医療・介護連携推進事業				
多職種研修	全体	1回	1回	1回
	圏域	1回／圏域	1回／圏域	1回／圏域
住民啓発セミナー	全体	1回	1回	1回
	圏域	1回／圏域	1回／圏域	1回／圏域
出前講座		2回／圏域	2回／圏域	2回／圏域
包括・ケアマネへの支援		2回／圏域	2回／圏域	2回／圏域
医療介護連携拠点会議		1回／月	1回／月	1回／月
認知症総合支援事業				
認知症初期集中支援チームの設置		2チーム	2チーム	2チーム
認知症地域支援推進員の配置		1名	1名	1名
認知症サポーター養成講座	回数	32回	32回	32回
	人数	1,400人	1,400人	1,400人
認知症カフェ		5箇所	5箇所	5箇所
生活支援体制整備事業				
生活支援コーディネーターの配置		3人	6人	6人
協議体の設置		6	6	6
生活援助サービス従事者研修会の開催		3回	3回	3回





◆任意事業の見込み

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
給付費通知			
發送件数	12,000件/回	12,500件/回	13,000件/回
回数	2回	2回	2回
ケアプランチェック			
事業者数	36箇所	36箇所	36箇所
件数	60件	60件	60件
家族介護慰労金支給事業			
利用件数	3件	3件	3件
給付額	300,000円	300,000円	300,000円
紙おむつ給付事業			
延べ給付件数	6,250件	6,500件	6,750件
家族介護教室 らくらく介護教室			
開催箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
介護サービス相談員派遣事業			
介護サービス相談員数	16人	16人	16人
施設数	19施設	20施設	21施設
訪問回数(延)	288回	288回	288回
住宅改修支援事業			
理由書の作成	50件	50件	50件
成年後見制度利用支援事業			
※計画値については必要に応じて対応するため目標値を定めない。			
高齢者等に対する生活援助員派遣事業			
	24戸	24戸	24戸



## 保険財政の見込み

### ■ 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度
総給付費	15,931,385	16,645,463	17,146,299	17,878,230
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	256,528	236,310	241,903	249,930
特定入所者介護サービス費等給付額 (調整前)	311,499	321,379	328,988	339,909
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	54,970	85,070	87,085	89,979
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	334,953	341,387	349,469	361,070
高額介護サービス費等給付額 (調整前)	343,077	353,959	362,339	374,367
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	8,124	12,572	12,869	13,297
高額医療合算介護サービス費等給付額	40,811	42,105	43,102	44,533
算定対象審査支払手数料	15,197	15,679	16,050	16,583
審査支払手数料支払件数	323,337	333,593	341,491	352,827
<b>標準給付費見込額 (A)</b>	<b>16,578,874</b>	<b>17,280,944</b>	<b>17,796,824</b>	<b>18,550,346</b>
<b>地域支援事業費見込額 (B)</b>	<b>662,161</b>	<b>693,381</b>	<b>725,362</b>	<b>740,576</b>
<b>標準給付費見込額と地域支援事業費 見込額の合計 (A) + (B)</b>	<b>53,737,546</b>			<b>19,290,922</b>

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

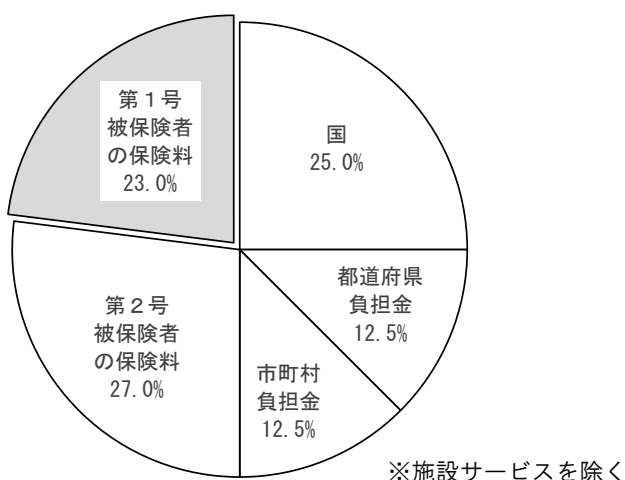
## ■費用額・保険料額の算出方法

### (1) 財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第8期計画では、被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することになっています。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%（うち、調整交付金として5%）、府が12.5%、市が12.5%となっていますが、府が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、府が17.5%、市が12.5%となります。

#### ◆第8期計画における介護保険の財源



### (2) 基金の取崩し

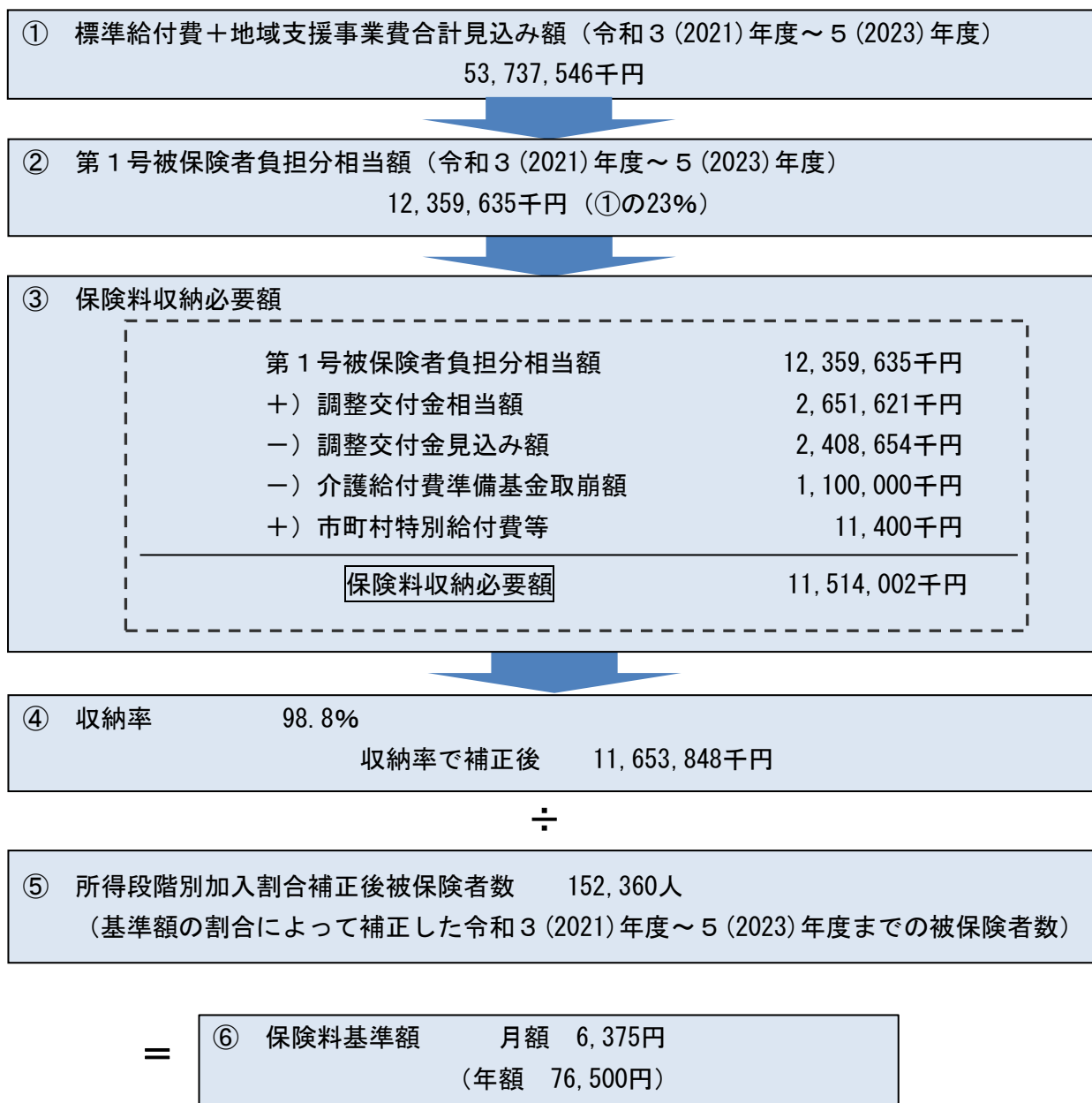
準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本市では、第7期計画期間末において、約16億円を積み立て、第8期計画においては11億円を取崩すことにより、保険料基準額の上昇を609円抑制しています。

### (3) 第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合(23%)、予定保険料収納率(98.8%)、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、財政安定化基金取崩しによる交付額、市町村特別給付費等を踏まえ算出した結果、第8期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は6,375円となります。

#### ◆介護保険料算出プロセス



※端数処理を行っているため、算出結果が一致しない場合があります。

令和3(2021)年度からの第8期計画の所得段階ごとの介護保険料年額と第7期計画の保険料年額を比較すると、次のようになります。(第1～3段階は公費による軽減後を記載)

◆第8期計画の保険料段階(第7期計画との比較)

第8期計画				第7期計画		
段階	対象者	比率	年額保険料	段階	比率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.30	23,000円	第1段階	0.30	22,300円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.50	38,300円	第2段階	0.50	37,100円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.70	53,600円	第3段階	0.70	52,000円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方(前各段階のいずれにも該当しない方)	0.90	68,900円	第4段階	0.90	66,800円
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、前各段階のいずれにも該当しない方	1.00 (基準額)	76,500円 (月額6,375円)	第5段階	1.00 (基準額)	74,200円
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	84,200円	第6段階	1.10	81,700円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	91,800円	第7段階	1.20	89,100円

第8期計画				第7期計画		
段階	対象者	比率	年額保険料	段階	比率	年額保険料
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	99,500円	第8段階	1.30	96,500円
	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上210万円未満の方			第9段階		
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上300万円未満の方	1.50	114,800円	第10段階	1.70	126,200円
	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上320万円未満の方					
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.70	130,100円	第12段階	2.00	148,400円
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	145,400円			
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	153,000円			

**岸和田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画  
概要版**

編集・発行／令和3(2021)年3月

岸和田市保健部

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話 072-423-2121